

懲戒処分公表

一般社団法人徳島県社会福祉士会の定める「徳島県社会福祉士会の懲戒に関する規程」第6条の規定に基づき、次のとおり懲戒処分を公表します。

1. 懲戒の種類 戒告

2. 懲戒処分年月日 2025年7月30日

3. 懲戒の事由

(1) 事案の概要

被処分者は、保佐人に就任して長期間経過しているが、社会福祉士保佐人として重要な本人との定期的な面談を実施せず、本人との関係構築や意思決定支援も含めた身上保護業務や支援機関との連携を放棄していた。

また、被処分者が保佐人就任以降に、徳島県社会福祉士会へ提出した活動報告書に虚偽の内容を記載した。

さらに、家庭裁判所への後見事務報告においても、適切な報告ができていない。

(2) 処分の理由

被処分者の保佐人活動については社会福祉士としての適切な面会を行っていないこと、適切な援助過程を行っていないこと、記録内容の意図した改ざん及び適切な保佐活動としての粉飾が推察され、一年ごとの定期報告についての正確性、適切性が何ら担保されていないこと。被保佐人への人としての尊厳保持の念が全く言動に見られないこと、そのことについて何らの内省も行われていないこと、さらにはそれを単なる個人の特質のせいであると置き換えて韜晦しようとしていることなど、被処分者の行為は、倫理綱領（Ⅰ－1クライアントとの関係、Ⅰ－4説明責任、Ⅰ－11権利擁護、Ⅱ－1最良の実践を行う責務、Ⅲ－1ソーシャル・インクルージョン、Ⅳ－1専門性の向上、Ⅳ－2専門職の啓発、Ⅳ－3信用失墜行為の禁止、Ⅳ－8自己管理）及び行動規範に違反する。

4. 懲戒処分による罰則

規程に基づきばあとなあ名簿から削除するとともに、ばあとなあ徳島から推薦を受け就任した成年後見人等について辞任すること。なお、この場合においては、ばあとなあ徳島の指導に従うこと。

2025年9月4日

一般社団法人徳島県社会福祉士会
会長 湯浅 雅志